

## (仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第 2 4 回平成 2 2 年 1 月 26 日開催 午後 6 時 33 分から午後 8 時 58 分 第 2 委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会 : 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員、折戸委員

傍聴者 2 名

### 1 本日の進め方について

( 1 ) 中間報告会の開催について

( 2 ) 三者案の調整について

区分 E : 住民参加の仕組み

( 2 ) 区分 F : 地域自治 ( 地域の基盤 ) について ( 報告 )

( 3 ) 今後の三者案調整の仕方について

( 4 ) 区民討議会運営委託業者の選定方法について

( 5 ) 区民アンケートの実施方法について

### 2 議題

座長

- ・中間報告について説明を受けて、今日で資料を含めその内容を確定としたい。

事務局 ( 行政 )

- ・当日配布する資料について御説明させていただきます。

資料 1 が、当日配布しますパンフレットになっておりますが、進行時間割は、前回資料で配付したとおりの内容です。

当日、13 時開場。司会・進行は野尻委員にお願いします。開会のあいさつを区長及び議長が行ったの後、プログラムの説明をいたします。その後、新宿区におけるこれまでの自治基本条例の取り組みについて、井上委員から御報告いただきます。区民検討会議・議会・行政の三者案と検討連絡会議の検討経過につきまして、高野委員からご説明させていただきます。

14 時 25 分から 15 時 15 分まで、辻山先生のご講演をいただきます。15 時 15 分から 15 時 50 分まで質疑応答で、応答者は検討連絡会議の三者が応答者ということで考えております。最後に 15 時 50 分から 16 時までが制定に向けた今後のスケジュールで、行政の委員から説明させていただきます。

座長

・それでは、区分 E、住民参加の仕組みについて三者案の調整というものが出され、前回少し議論したが、これについていかがか。資料 5 にも前回の合意事項とかその他の意見が載っているけれども、御意見があれば伺う。

住民投票制度はどうしたんでしたっけ。たたき台では三者並列で、ただ出ているけれども。

副座長 ( 区民 )

・実は、もう一回ということで、ここの部分は、前回ワークショップをやり、その部分で地域自治組織とは何かというワークショップで時間を費やして、住民投票に関しては、年齢というところをうたいたいという部分があって、論点整理をし、それを提示した状況で、18 歳に近くなるのではないかと思う。

もう一つは、住民の、どのくらいの割合でそれが発議できるのかと、1 回合意はなって、その割合でいいものかというところで、それも結論は出ていない状況である。

座長

- ・議会は、常設型はだめだという結論だったか。

副座長 ( 議会 )

- ・その後も、特別委員会、検討小委員会を持ちながら議論を進めているが、三者案の調整という

ことになれば、行政案をもとにどこまで書き込んでいくのかということ、調整に入っていくのかなということ、常設型と表現できる形にしても、余り細かいことまで書き込むことはないんじゃないだろうかということ。

座長

・今のように例えば「条例の定めるところにより住民投票を行う」というふうになれば、常設型で、しかし具体的な内容は個別条例に送ると。区民の方たちが議論しているので、ある程度のイメージを持って、基本条例に書き込むか書き込まないかは置いておいても、ある程度イメージを鮮明にしておくという努力をします。

前回申し合わせたように、区政への区民参加の保障、区政に提案する機会の保障、この二つが柱として盛り込まれることは異議なしと。あと、不断の見直しについては、基本条例全体の不断の見直しという条項も考えられるので、それとの関連で調整するということ。

協働については、これは表現の仕方について、さらに三者間の成案を得ていくという分野が残っているが、大体そういう形でここはよろしいか。

もう少し区民検討会議の議論を見守るということにする。

次に、区分F、地域自治、地域の基盤について、これについては、議会と行政、専門部会からそれぞれ案が出ているので、最初にこれについて説明を受ける。議会から。

副座長（議会）

・まだ議論している最中で、もう少し地区協議会とか町会の方々との話し合いをしながら、実態をつかんでいこうという段階で、地区内分権を進めるということで、このような文章になっているが、1回目にこの文書を書いて、その後、文章の精査作業をやっていないので、議論だけを一生懸命やっていたので、文章は特段に練った文書というわけではない。

「地域の特性と自主性を活かして、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、分権によるまちづくりの仕組みを目指す」、これを二つに分けたほうがいいのではないかと、作業としては全くやっていなくて、このままである。中身でいうと、今10地区協議会ということでつくられて、任意団体で既に活動しているが、いろいろな議論の中でいえば、現状を研究しながらも、今後のあるべき地域自治なり自治組織というのは、どんな方向なのか、そういう原則的なことを、お互いに検討していこうという段階だ。

副座長（行政）

・基本的には区民検討会議あるいは区民、議会の御議論、例えば町会を中心とした団体、あるいは地区協議会、これらが今後どういうふうになっていくかと、少し見据えながら検討する必要があるという、そういう認識でいる。

やはり主語がまず「区民は」というところに置こうと、何々をするためというところで地域の課題の解決を図るために、別に定める区域区分ごとに、地域自治組織と、以下丸々というようなことで、これは「協議会」というような名称になるか、どういう名称になるか、これからの議論かなということ丸々とさせていただいた。

区民自身がみずから設置することができる。そして、区は地域自治を推進するために必要な措置を講じるよう努めなければならないということ。

自治の範囲、単位での区域区分ということで、基本的には現在10特別出張所が、一つのコミュニティの単位という位置づけもあるので、そういう区域区分を、これは区がやはり決めていく必要があるのではないかと、それから区民が丸々という、そういう組織を設置した場合にそれを認証して、そこに活動の支援という役割が区の役割ということで上げている。

座長

・今、最後に上げた三つは条文に書き込むとか、それとは別に、必要な措置というのはこういうふうを考えているという、そのレベルだね。

認可地縁団体というのと、この認証というのとは何か紛らわしい感じはする。向こうの場合は完全に、民法上運営しなきゃいけないとか、もううるさくされているので、性質は違うのだろうと思うが。

この自治組織の「区域」を、公的な機関が決められるのかということも課題にはなりそうだ。区域のことだが、前回、議会委員が過去の歴史を踏まえてということで淀橋区とか、そういう話があったが。その後、議会では区域のことについては、何か進展というのはあったか。(区民委員)

ありません。これから将来組織していくべき地域自治の単位というのは、どういうふうを考えたらいいのかということを実況には余り規制されない、規定されないでフリーに研究してみようという段階だ。(議会委員)

例えば今、行政から出張所があるからということ、それは先生どうなのですか。人口の差、出張所管内でやはり違うところがあるのではないかと思うのだが。(区民委員)

座長

・それは考え方で、住民たちの自治組織だから、小さな組織でやろうというところもあれば、大きくなったっていいというものもある。人口で一律にしなければ、という大方針を立てるかな。

議会で決めてもらわないと区域は分けられないのだと、何か自己決定とは違うような感じがするね。そこの設計の問題か。

行政から大変難しい言葉が出てきて、理解しにくい部分がある。その中で、範囲、単位に関しては、今、人数の問題、あと都市内分権させていただいたときの権限の範囲において、どれだけの要件が必要なのかを考えていかなきゃいけないだろう。

ある意味で予算に関しても、行政からの予算があってくるわけだから、それに対しても、やはり区分あるいは活動支援をどのくらいまでどういうふうにやってもらって、補助金という形ではなくて、支援という形でやるのかどうか、その辺のとり合い方がいろいろあると思うから、その辺のイメージを専門部会で描いているのかをお聞きしたい。(区民委員)

その辺は専門部会の中で相当議論のあるところで、どういうやり方をとれば、地域の課題が、自己決定で地域をよりよくしていく活動が、どういう形をとればやりやすくなるかなと、そういう切り口で議論をしている。

ここでイメージしている自治組織だが、既存の町会、自治会を尊重しながら、そこだけではできない部分、そういうようなものをその他の団体、あるいは地域に開かれた組織として多くの区民の方が参画できる、そういう仕組みを公式につくる。このことによって、町会自身も活性化されて、より幅広く地域の課題の解決に役に立つと、選択肢がふえるというイメージで、今の地区協議会というようなものも声かけをして構成されてきたというような経過もある。

予算、権限というお話だが、この「権限」、これは法的な意味での一つの行政行為とか、行政処分を行えるような権限を持つということになると、これはやはり組織としては、執行機関、行政委員会のような法的にも担保されたものとして位置づけないと、そういう意味での権限ということじゃないのかもしれないけれども、それはあると思っている。ここでの「権限」が、地域の課題を地域で解決するに当たって一つの自己決定、そういう意味合いであれば、そういう機能が働くような作り方をしなければいけないなど。

予算についても、そういう地域への一括交付金のようなあり方、あるいはそれぞれの各活動に対して出す助成金について、その組織である程度配分なりを決めていただいて、区のほうに答申いただいて、それに基づいてやっていくとか、いろいろなやり方があると思う。

地域の課題をみずから解決していくという意味においての自己決定の機能が働きやすい、そういう枠組みというのはどういうものを、事例も当たりながら議論しているが、これは区民の皆さん方がどういうふうにお考えになるかが一番大事だと思っている。(行政委員)

新宿区は諮問、答申の関係は今まで10の地域自治区(協議会)は何もないが、上越市の場合は、たしか500以上あるんだと思う。それも地域自治区に持っている権限だと思う。そこで最終的に決めるわけではないが、要するに地域の意向はこうだよということを市に対して言うと、そういう権限だというふうに思う。

そういうことを、この地域自治区の中では、都市内分権ということで考えるべきじゃないかと思っている。(議会委員)

座長

・上越市の例が出たが、このときに地域協議会で議論して、こういう内容で答申しましょうというふうに市へ返事するときに、それがその地域、住民たちの意見をまとめたものだよという根拠が欲しくて、あそこは選挙制にしている。そういうことを含めて、この議会案で言うところの分権によるまちづくり、この中身をつくるということは大変今、大きな課題になっている。

アイデアはあってもどこまで可能かということも含めて、住民たちが担っていかなければいけないので、理想的なものをつくっても住民たちがへたってしまってもいけない。

ヨーロッパの地区議会、こういう地域内分権では、議会の議決権限のうち、当該地域のみにかかわることについての拒否権を持っている。議会の権限の、いわば分権化みたいなことも念頭に入れていったらおもしろいだろう。

区民検討会議では、新しい地域自治組織が必要か否かの基本に立ち戻った、議論をしいる。

(区民委員)

座長

・いずれにしてもどんな区域区分、どんな組織をつくることにしても、そこで汗を流して一緒にやろうと住民が思わなければ、入れ物だけで終わってしまう。だから、とことん、そこは区民検討会議の提案というものを中心に考えていくことにはなると思う。

一方で、行政委員が言ったように公的なものとして考えていくという、私は大変大胆な提案だったと思うのだが、それを踏み切るかどうかを念頭に置いてやらないと、議論が収集つかなくなってくるという気もするので、まず良いところから始めたいと思う。今の10の地域協議会はどううまくいっているのかどうか、これでいいのかどうかということから始めていかないと、やはりだめでしょね。

新宿自治創造研究所があるが、今、この辺のテーマを一つやっており、3月に最終報告が取りまとめられるということで、地域自治の仕組みはどういうふうにつくっていくべきか、ということで地区協議会的な機能がなぜ今必要で、それで既存のそういう町会を中心とした、そういう団体とどういうふうに、協力関係に置いていったらいいのか、どういようなやり方が望ましいのかというのを相当やってきた。

3月には区議会の常任委員会ほかにも報告できると思うので、議論の素材に活用していただけたらと思う。(行政委員)

ワークショップした段階で、新しい地域自治組織が要るのか要らないのかというところで、四つ(班)のうち三つは必要と、一つは現状のままで、新しい自治組織は要らないと。その前に、先ほど地域自治区云々の話があって、一方では区長の、いわゆる補助機関でいいという発想と、いや、独自で予算をつくってやっていくんだという、この二面がある。

区民サイドは、ここが一番の根っこの部分なので、時間をかけさせていただくというのを願います。

それから、今すぐ決めることより、一つ、こういう方向性でこういう経過で、そういう形で持っていこうと、要するに、そういう部分も少し考えながら。

結論的な言い方をすると、別の今の既存の考え方の地域組織の上に、いわゆるプラットフォームみたいな形で考えているという、その案も出てきている。だから、どれがいいかは、はっきりわからない。(区民委員)

地域自治を担う組織をどうするかという今までの議論は、みんな極端に言えば、すそ野のところをぐるぐる回って、こういう議論をやっている限り、結論は出ないと思う。

一番の核は何かといったら、この地域自治を担う組織を、代表制を持たせるのか、公認制を持たせるのかどうかを、まず三者が決めてこなかったら進まないと思う。

地域自治組織にすると、特に西新宿は住民でない人が一生懸命やってもっている。ところが、地域協議会(自治法の)の場合は、住民でなければだめだという枠がある。だから、議会のほうは、ここで地域自治組織(自治法の)はだめだなという感じで議論をしてきた。しかし、あえて地域自治組織(自治法の)で行こうという場合に西新宿に象徴される、そういう組織を特例とし

て、地域自治組織の中で成立させることはいかがか。（議会委員）

座長

・地方自治法上の地域自治組織は、一応名称としては「地域自治区」と言っているのですが、地域自治区の場合には住民が構成するという枠があるので、これは新宿区では受け入れられないと。

地方自治法上のものではないものとして、独自の地域自治組織をどうつくるか。その条例は、基本条例1本でいいか、それともその下に地域自治組織の条例をつくるかということだね。問題は、その条例の中に何を書くかは、基本条例の中で一応想定されていないと、まずだろうということになる。

一気に決着をつけなくても、例えば区民は何々の単位をめぐりとして、みずからが地域で運営していく、地域自治組織を設立することができるというふうにしておいて、設立もまさに認可というのか、申し出が出るまで、ずっと議論していただきましょうと。問題は、そのときに提案する大体の目安、つまり我々は町会の単位でいこうといっても、だめだよというイメージをしておかないと、これは区域の問題だからね。例えば現在の支所の単位とか各地でやっているのは学校区とかやっているが、新宿区は多分合わない、学校区は狭過ぎる。そういうふうには基本条例では構えておいて、つくったところには、このような役割と区からの適正な支援が得られますというようなことだけ書いておくということも、最終的には選択肢としてはあるということにしておこう。

私はそういうやり方でいいと思う。新宿区の場合は、4年ぐらい前に一挙にできたわけで、自主組織と称する地区協議会が。実に、不思議に思った。地区協議会は一挙に、若干のずれはあったけれども、4年前の10月にできたと。メンバーも大体似ている。

不思議に思ったが、区民委員にお聞きしたいが、四谷地区で施設の再配置の問題があるよね。あれは区でいろいろやって、説明会とか開いているが、地区協議会で前段で、あの問題を議論したことはあるか。（議会委員）

今ここで言っている権限云々という部分の話で、素案の部分で来るということは余りない。ということは、どうしても短期間で、この事業（町歩き）をやりたいから、これに参加してくれということで、申しわけないが、地域の商店連合会の仲間に振って、仲間のほうはいつも町歩きを一緒にしているから、そこで対応できたという部分がある。

地区協は各地区で自然と立ち上がってきたというようなお話をさっきしていたよね。外観上は、この課題別地域会議は、地域の人がつくった会議ではないと思っている。ということは、これはどこがつくってくれた会議なのか。（区民委員）

課題別会議は、出張所が中心となって地域の方にお声かけさせていただいて、つくったと認識している。（行政委員）

我々が手を挙げてつくった会議じゃないね。ただ、課題別地域会議の延長線が地区協議だと、これにはなっている。ということは、地区協議会は我々がつくったのではなくて、出張所がつくったと。それを改めて聞きたかった。

これは我々じゃなくて、役所がつくったという確認をとりたかった。（区民委員）

地区協議会が偉いのか、町会が偉いのか、そういうことはもう本当にナンセンスで、施設の設置についても、地区によって全く違う、先ほどから出ている若松地区も、東戸山中学校の跡地の問題は、地区協議会が区長に陳情した、どこにも売らないでほしいと。徹底的に地区協議会が入っていている。

また、法務省跡地にできたさくら公園、これは地域の町会で、幾つかの町会が一つになって、さくら公園ができた。だから、この地域の特性に合った、その地域の自治組織というのをつくれれば、もうそれに尽きると思う。それこそ、それが特性かなと思う。（区民委員）

検討委員会の名前ですか、区長の提案の組織の名前にするかは別にして、最後のページで米印をくっつけて参考までにということで、ここで合意した地域自治組織の大ざっぱなメルクマールをみんなで検討して、この3点ぐらいを目指して、地域組織をみんなでつくっていかうと。参考として一番基本条例の最後に米印で、こういう方向で自治組織ができればいいなという形で処理はできないか。（議会委員）

座長

・そういうことになるのだと思っている。ただ、注意しなければいけないのは、ここで議論しているのは、公権力の表現である条例をつくるという会議だから、つまり地域の組織に何ができるかということは問うべきじゃない。それはやろうと思う人たちがいて、仲間がいて、力があればできる。それがないところではできないというふうにしておくべきで、だからこの場の視線としては、むしろ議会が一方的に決めてはいけないこと。これは地域の自治組織に諮ってくださいというような抑制。行政の中にもそれはあるよね。議会にかけないものについて、例えば計画とか、地域の形状を変更するようなものについては、必ずそこに諮ってください。そのために、そういうことを用意していますよと。ついでにはそのような決定に参画したい、参加したいと思う地域の人たちは自分たちでそれを受けて、自分たちで決めようよ、相談して決めようよと言えるような組織をつくってみたらどうですかと。それでつくったら、例えば「これまで個別の交通安全協会とか青少年育成何とかに出していた補助金もまとめて渡しますから、そこで自己決定してください」というような条件だけ提示して、難しいのはそのときにそれをアシストする行政の組織が今10所しかないということなんですよ。それに手を挙げた区域ごとに変更できるかということ、実は区域つくるときにそれを考慮してくれと言わざるを得ないのが多分現状だと思うね。そこでどう落とせるかという。だから、書くことは3事項ぐらいなのだよ、つくれますよと。つくったらこんなことが可能になりますよということを言えばいいわけで。問題は「区域、単位」のめどだ。

この地域の自治をつくっていくときに施設というのはばかにならない。したがって、それにどういう単位でその組織がつくられてくるかというのに合わせて行政のほうは施設を建てたり、あるいは行政の支所区域を変更したって、それはいいわけだ。従って、今考えておかなければいけないのは、大体どれぐらいの単位で、どれぐらいの単位というの、これ表現するのは大変難しいのだが、どれぐらいの単位で、しかも自分たちである程度の設立のメンバーの署名を持っているとか何か条件をつけて、当然申請型、つまりここへつくるよ。それつくったらこういうことが可能になります。そこらぐらいまでなのかなというふうに思っている。

区域の話だが、地域センターというのを各特別出張所に併設する形でつくってきた。地域センター自身は地域のコミュニティ施設という位置づけで、そこをいろいろな形で御利用していただいているということで、地区について10が適当なのではないかというような思いはある。それを今変えるのが果たしていいのかどうか。（行政委員）

座長

・それはまだ議論が当然残る。ただ、基本条例が一応自治体の憲法上の話なので、行政組織は憲法に従ってもらおうという大原則を出せば、それは変えられないことはないだろうというふうにしておかないと、「10を動かすわけにはいかない」から議論を始めるのは、厳しい。

10出張所を単位にずっと地域のコミュニティづくりに進んできて今があるということは間違いないんだと思うよ。これでいいのか、この単位でさらに進めていくのか、あるいは地域自治として、もうちょっと大きな枠でというか、あるいは大きな枠にしながら、自治の権限なり何なりをもっとそこに預けていくというか、ということの議論なのだろうと思う。

どの辺までいって我々は最後、それ以降はもうそちらにゆだねますというふうに そちらというのは条例制定ね。条例制定に向けた検討委員会が何かに時間をかけてゆだねるという話になっていくのかなというふうな気持ちがある。（議会委員）

座長

・先ほどの整理によれば、要するに区内を地域分権しますよと。自治組織をそれぞれが作る事ができると。自治組織ができたら、この組織には例えば地域のことについて議を経るとというような権限が与えられれば、こんなことが考えられるよ。予算もできるだけまとめて、そこにその地区へ落ちているものは、おりているものはそこでまとめて使えるようにして自己決定にしますよ、というようなことだけを基本条例では述べておいて、ではどんな単位で、条件でつくるかは、新宿区の区内分権に関する条例が何かを区民参加でやって、その研究会の研究成果なども入れて、どういうふうな単位であり得るのか。つまり、個別条例でつくるぐらいの時間は置いておいても

大丈夫じゃないかという気がする。そんな段取りで基本条例では大枠だけを書くということにせざるを得ないんじゃないか、これは結論ではないので。

(現在)その地域の地区協議会なり地区町連合会に対しては、その都度、施設に関する大事な計画については、素案の段階からきちんとおろしているという認識である。

あと、自治基本条例を受けた後に分権条例なり何なり出たようなところの次の条例を考えましようということだが、そのときに大事なところを決める次の条例を議論する場がこういった三者がもう一度集まっての場を設けなければいけないということはきちんと認識をまとめていただかないと、次の分権条例は行政と区民との代表委員でつくらせていいのかどうか、そこら辺のところは議論しておかないといけないかなというふうには思う。

代表制の担保というお話があったかと思うが、現在の地区協議会のところでなかなか一番難しいと思っている。非常にそこが一番課題だ。

今地域の中で一番、地域活動を横断的に取りまとめ、いろいろなところでかかわりながら活動しているのは、やはり町会、自治会の組織というのは抜きにしては考えられないと思っている。

(行政委員)

座長

・次の条例立案について、必ず三者合意の上でつくろうというようなことを協定を結んでおくとか、念書はとらなくてもいいと思うが。そういう形で終わるまでに約束しよう、そういう提案と受けとめていいか。

今回の自治基本条例の議論のこの場の中で、ある程度ガイドラインというか、一定の方向性できるだけ煮詰めていき、次の条例づくりのところで、そのガイドラインをもとに議論を始められるようなところをできれば心がけてやらせていただければというふうには思う。(行政委員)

座長

・大枠で基本条例をつかった上で、具体的にどういうまとまりで地域自治組織にするかというのを次の条例に送るとした場合に、ガイドラインはもう既に今までの議論の中で実は一つしか出ていない。この10個をどうするかしか出ていない。区民検討会議を開いている間に議論しておいたほうがいいね、それは。改めて区民の皆さんに聞きましょうって、10地区協議会集まったら大事になるし。そんなような感じだと思うので、最終段階までに何らかのめどを基本条例に入れ込むというのは理想なのだが、そうじゃない場合でもある程度のガイドラインを軸にして議論をせざるを得ないというふうには私は感じている。

ということで、3月末の自治創造研究所の研究結果なども参照しながら三者で考えていくということにせざるを得ない。

あとは、代表制については必ず選挙でもって政治的な正当性を獲得しなければできないか、例えばこのことを決定したいということで諮問されたときに、たくさんのミニフォーラムを開いたりして、その地区の中でその決定に参加する人たちがふだん顔見せない人たちにどうやって広報をし、意見集約していくかというある種の合意形成活動をそれぞれやんなきゃしょうがないということになるのだと思う。

ということで、私が全部引き受けてしまうわけにはいかないのだが、言っている趣旨はそういうことで、皆さんも多分記憶に残していただけたと思う。

今後、この三者案というのをその都度出しているが、これは何にもクリエイティブなものではない。これは出されたものを並べて出しているだけで、最終的に条文なりの形にまとめるには、遠いものがある。そこで、この議論を踏んできているが、さらなる三者の中での調整案をどうやってつくっていくのだということについて、副座長会で何か議論をいただいた。

副座長(区民)

・最初事務局で、三者比較表で三者の考え方が出てきた。それを事務局で整理して、同じ項立てした部分に対して区民、議会、行政の中でグルーピングできるものを網かけして、三者調整たたき台をつくっている。その後、座長からコメントや、共通部分と、それから三者のこういうポイントがあるのではということを確認していただくため三者案課題及び決定事項という資料が出

てきた。全体で1回討議をやっているから、そうすると一つ、これと今までここに流れてきたことを整理するという意味で、三者の代表者が数名出て、そこで整理していくという形で考えていくのがいいのではないかと。そうすると、ずっとこのテーマごとのAからGまでであるのかな。1人の負担ではなく、複数の負担でしていくということも手ではないかという話もあった。

一応4番目にいわゆる編集部会じゃないが、そういうふうな形でまとめをしたほうがいいのではないかという話が出た。ということは、単に時間的なものではなく、本当の意味でこの討議に入るに当たっての資料をつくっていくということに関しては、それが一番スムーズではないかなということを考えて、そういう三者案ということできょう提示させていただいた。それを皆さんで諮っていただければと思う。

座長

・ここでの議論を経て、この場よりも、さらにもっとぐっと小さな会議体で案をつくってみると。そして、ここへもう一回出してくるわけだね。

前にそういう案が1回あって、でもみんなでやろうというふうになって、またこういうふう、ここまで来てそれが必要だというふうになったということはよいことだと思うので、ぜひそういう方向でやったほうがいいと思う。(議会委員)

座長

・僕のイメージは2人ずつ出て、最初のほうで6名出たら、もうあとのも全部やるのかと思っていたから、それよりはみんなで参加して、負担も分散してというのはいいね。

行政はラインだから、1人でもいいよ。行政は組織立てが違うからね。

恐らく組織の建前から言えば、5段目の調整の原案をつくるのは副座長会よ、恐らく。そのときにはもう個別の条文も固まってきているので、位置関係だけにある程度なっているはずだから、それを動かすことによって文言変更があり得るかどうかというのを含めて、それは。

区民討議会の運営委託業者を選定する組織について。

副座長(行政)

・区民討議会については、前々回、やっていこうということに御決定をいただいた。これは実は予算的に言うと来年度予算ということになるが、委託事業者の選定については、内定を今年度内にやっておきたいなどに思っている。

プロポーザル方式という企画提案型契約ということ。プロポーザルの審査会をつくる。ご提案だが、この検討連絡会議という枠組みでやっているの、その審査に当たっては、審査委員長に辻山座長に、各副座長が審査委員になっていただいて、それで公正な審査をしていただいて、事業者を選定していただけたらというふうに思っている。

座長

・いいよ。僕はいいが。1回で済むのか。

それでは、そういうことで。最後の区民アンケートについては。

副座長(行政)

・もう一つ区民討議会とより似たような趣旨で、声なき声というか、そういう無作為の方にアンケートがある。

それで、これについても、そろそろこの検討連絡会議内で大枠を決めていって、どのぐらいの設問数にして、どんなことを聞いて、それぞれの分担というのでしょうか、これは細かいテクニカルな設問については専門の事業者にお願いしようと思っているので、そういうようなことをそろそろやっていく必要があるということ。

三者からアンケートの中身をどうするかという人は作業チームとして出さなくちゃいけないということだよ、近々。三者でアンケートの中身を議論するという。(議会委員)

三者ごとにそれぞれの考え方でお一方出していただけたらという、お願い。(行政委員)

座長

・(次回に名簿提出)そういうことにしよう。

それから、最後に配られたプレスリリースの件。これはどなたが。



#### 副座長（行政）

・今回、1月30日の身近な政府・新宿区の自治を考えるつどい、これは副座長会の中で一致して一つパブリシティというか、広報を、要するにプレスリリースをしていってはどうかというふうなことで、事前にこういうようなことで、目標としては30日ですので、各報道機関にこういう形でリリースをしてはという案でございます。

#### 座長

・内容の、これまでの検討経過というところに、せめて区民検討会議委員とか、区民が説明するのだよと強調したほうがいい。普通だと、これ行政がやるので。

憲法の前のところ、「わがまちの憲法」、これたしかニセコ町のことについて、木佐茂男さんがつくった言葉だと思うが。

まちづくり基本条例とかいろいろな名称を入れ込んでいるのだが、一応170いっている。150以上で。

上から3行目の区民、区議会、区長の3者がとの言い方、確かに区長は行政の長でいらっしゃるから間違っていないと思うが、この言い方というのはどうか。

区長というと区長1人というイメージになるから、区行政とか。区行政とかに。

それでは、これは一応今御指摘の点修正をさせていただいて。

#### 事務局（議会）

・本日の会議のまとめですが、まず区分Eの住民参加の仕組みにつきましては、前回から特に大きな変更点はなく、引き続き三者のほうで議論していただいて、またこの場のほうで調整していくということです。

区分Fの地域自治、地域の基盤についてですが、いろいろ御議論いただきましたが、一応、今回の中では自治基本条例の中ではみずから組織する地域自治組織をつくることができる。その組織をつくった場合には区から適正な支援が得られるなどのような書き方でいくのではないかという方向性で一応出ていまして、まだ三者のほうで御議論いただきまして、この場で引き続き調整していくということです。

#### 事務局（行政）

・それでは、次回の検討テーマですが、住民参加の仕組みの住民投票に係る部分が次回区民検討会議で議題となっておりますので、その中身が決まりましたら、次回検討連絡会議に提示させていただきたいと思っています。そして、地域自治、地域の基盤について、引き続いて三者で検討していきたいと思っています。そしてまた中間報告会の開催結果なども踏まえて意見交換ができればというふうに思っております。

次回の開催日ですが、2月5日金曜日、午後6時半から。場所は本日と同じ第2委員会室になっております。

#### 座長

・それでは終わります。お疲れさま。

散会 午後 8時58分